

就労系事業所における  
在宅支援の要件遵守に  
ついて

# 趣旨

- ・ 国が示す事務連絡の内容を踏まえ、在宅支援の適正な実施を求めるもの
- ・ 在宅支援を理由とした不適切な事業運営を未然に防止するため



# 在宅支援の基本的考え方

- 就労系障害福祉サービスにおける支援の原則は、対面による支援の実施
- 在宅支援は、通所が困難な場合等に限り、例外的に認められている
- 通知で定める全ての要件に該当する場合に限り、報酬算定が可能



# 対象となる利用者

- 在宅でのサービス利用を本人が希望していること
- **在宅での支援効果が認められると市町村が判断していること**
- 本人の同意を得た上で、事前にアセスメントを実施していること



# 運営規程・記録の整備

- 運営規程に、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記すること
- 在宅で実施した訓練内容及び支援状況について、記録を作成・保存すること
- 指定権者から求めがあった場合に、提出できる体制を整備すること



# 支援及び評価の実施

- 在宅利用中も、日常的に進捗状況の確認、助言及び相談対応を行うこと
- 事業所職員による評価を、少なくとも週1回以上実施すること
- 評価は原則として対面により行うことを前提とする



# 緊急時の対応

- 事故、体調急変、災害等を想定した緊急時対応の方法を定めておくこと
- 緊急時には、事業所職員が速やかに利用者の元へ駆け付けられる体制を確保すること
- 緊急時対応が担保されない地域の利用者への在宅支援は原則不可



# 特に留意すべき事項

- ・ 就労に必要な知識及び能力の向上に資さない活動のみを行わせることは不適切
- ・ 在宅支援と称し、就労支援の実態が認められない運営は報酬算定の対象外



# まとめ

- ・ 在宅支援は、あくまで限定的・例外的な取扱いであることに留意すること
- ・ 国通知及び関連Q&Aを再確認の上、要件遵守を徹底すること

